

■令和5・6年度 建設工事の入札参加資格審査基準の変更点について

変更点1：技術者の継続雇用状況において、有資格技術者に「一級施工管理技士補」を追加し加点

- 土木一式：一級土木施工管理技士補、一級建設機械施工管理技士補
- 建築一式：一級建築施工管理技士補 ○電気：一級電気工事施工管理技士補
- 管 ：一級管工事施工管理技士補 ⇒これらの者については3点加点する。

変更点2：社会貢献度による評価基準項目について以下のとおり追加

① 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の取組状況の追加

- ⇒令和4年4月1日より、常時雇用する労働者数101人以上の事業主は行動計画の策定、公表が義務づけ。100人以下は努力義務。
- ⇒本年3月に策定された「第6次日向市男女共同参画プラン」において、公共調達を通じ、女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定している事業者の優遇措置について検討するとしていることから、今回より導入。

<点数> 最大10点

- 一般事業主行動計画の提出（5点）
- 基準適合一般事業主の認定（えるぼし認定）（5点）

<えるぼし認定とは>
厚労省が定める5つの評価項目について基準を満たした場合に認定。
①採用、②継続就業、③労働時間等の働き方、④管理職比率、⑤多様なキャリアコース

② 「次世代育成支援対策推進法」の取組状況の追加

- ⇒常時雇用する労働者数101人以上の事業主は行動計画の策定、公表が義務づけ。100人以下は努力義務。

<点数> 最大10点

- 一般事業主行動計画の提出（5点）
- 基準適合一般事業主の認定（くるみん認定）（5点）

<くるみん認定とは>
厚労省が定める10の認定基準を満たした場合に認定。
①行動計画策定、②計画期間（2～5年）、③目標の達成、④適切な周知、⑤男性の育児休業取得率等、⑥女性の育児休業取得率、⑦育児休業等各種制度の充実、⑧法定時間外労働の基準、⑨所定外労働削減等の措置、⑩法令違反の有無

③ 建設キャリアアップシステム（CCUS）の導入状況

- 令和4年10月31日の時点で、建設キャリアアップシステム（CCUS）に事業者として登録されている場合、5点を加点。

【建設キャリアアップシステム】

技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、技能・経験が客観的に評価されることにより、技能者の適切な処遇につなげる仕組み

④ 不当要求防止責任者講習の受講

- （公財）宮崎県暴力追放センターが実施する不当要求防止責任者講習を令和4年10月31日の時点で、1年以上継続して在籍している職員（代表者等を含みます。）が受講した場合5点を加点。

⇒不当要求に関する研修会において、日向警察署刑事第二課より導入要請あり。

【不当要求防止責任者講習】

暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第14条の規定に基づき（公財）宮崎県暴力追放センターが実施する、暴力団からの不当要求防止に関する講習。受講するためには、まず事務所内で「不当要求防止責任者」を選任し、管轄の警察署へ届け出る必要あり。